

二戸地区広域商工観光推進協議会地域産業育成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二戸地域の事業者が行う、経営環境の変化に対応する新しい取組及び経営革新に資する取組を支援し、地域を牽引していく事業者を育成することを目的として、二戸地区広域商工観光推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業者」は、二戸地域（二戸市、軽米町、九戸村及び一戸町で構成される区域をいう。以下同じ。）に主たる事業所を設置し商工業又は観光産業を営む個人、法人又は団体、二戸地域において農林業を営む個人、法人又は団体、その他協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める個人、法人又は団体をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる事業者は、第8条の規定により二戸地域の市町村、商工会及び観光協会の推薦を受けた者とする。

(助成事業の内容)

第4条 助成事業の内容は、経営の革新に資する事業であって、次に掲げるいずれかのものとする。

- (1) 新商品・新技術・新役務の開発研究又は事業化に関する事業
- (2) 販路開拓のために行う事業
- (3) 経営、技術に関する研修等の人材育成のために行う事業
- (4) 事業承継のために行う事業
- (5) その他会長が適当と認める事業

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次のとおりとする。

経費区分	内容
新商品・新技術・新役務開発費	原材料費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、旅費、その他会長が必要と認める経費
販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、旅費、その他会長が必要と認める経費
人材育成費	会場借料、印刷製本費、研修費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、旅費、その他会長が必要と認める経費
事業承継に向けた取組にかかる経費	原材料費、設備費、知的財産権等関連経費、専門家謝金、専門家旅費、旅費、広報費、会場借料、外注費、委託費、その他会長が必要と認める経費
その他特に必要と認められる事業費	会長が特に必要と認める経費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、対象経費の5分の4以内とし、1事業者につき同一年度20万円を限度とする。

2 助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成期間)

第7条 第5条の表中左欄に掲げる経費区分に該当する事業（以下「助成事業」という。）の助成期間は令和3年度以内とする。

(候補者の推薦)

第8条 二戸地域の市町村、商工会及び観光協会は、管轄する地域の助成対象者を推薦し、地域産業育成助成推薦書(様式第1号)を助成金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)に交付する。

(交付の申請)

第9条 前条の規定により推薦を受けた申請者は、地域産業育成助成推薦書(様式第1号)及び地域産業育成助成金交付申請書(様式第2号)並びに事業計画書・事業費積算書(様式第2号の2)を会長に提出するものとする。

(交付の決定)

第10条 会長は、前条の規定による地域産業育成助成金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を地域産業育成助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査において、会長が必要と認めるときは現地調査を行うことができる。

(事業の内容及び事業費の変更)

第11条 申請者は、助成事業の内容及び事業費を変更しようとするときは、地域産業育成助成事業の内容(事業費)変更届出書(様式第4号)により、速やかに会長に届け出なければならない。

(事業の中止等)

第12条 申請者は、助成事業を中止しようとするとき又は交付の申請を取り下げようとするときは、地域産業育成助成事業中止(取下げ)届出書(様式第5号)により、速やかに会長に届け出なければならない。

(実績報告等)

第13条 申請者は、助成事業が完了したときは、速やかに地域産業育成助成事業実績報告書(様式第6号)及び地域産業育成助成事業助成金請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第14条 会長は、前条の規定による地域産業育成助成事業実績報告書及び地域産業育成助成事業助成金請求書の提出があったときは、これを審査し確定させた助成金の額を、地域産業育成助成金確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

2 前項の審査において、会長が必要と認めるときは現地確認を行うことができる。

(立入検査等)

第15条 会長は、助成事業の適正を期するため、申請者に対して、必要な報告を求め、又は協議会の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 申請者は、助成事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約締結するに当たっては、会長が、助成事業の執行適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告求め、又は当該職員にその事務所、事業所場等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(助成金の返還等)

第16条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日から施行する。